

2015 9/17

【第三種郵便物認可】

始動 マイナンバー

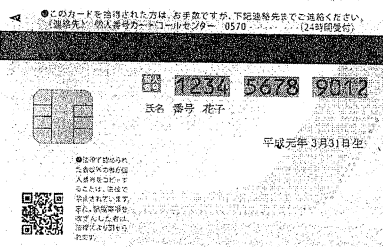
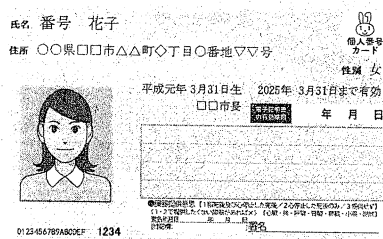
財務省が与党に示した消費税率10%時の負担軽減策では、マイナンバー制度で交付される「個人番号カード」を活用することを想定した。ただカードを申請するかどうかは個人の任意。希望者は原則、文書かネットで市区町村に手続きする必要がある。

10月以降、各世帯に郵送される「通知カード」は個人番号カードの申請書と合わせて1枚つつりの

個人番号カード どう受け取る

紙になっている。個人番号カードを申請するには、申請書を切り取り、顔写真を貼って署名、押印した上で返信用封筒に入れて郵送する。

しばらくするとカードの完成を知らせる「交付



通知書」がはがきで送られてくる。市区町村の窓口で、この通知書と通知カード、運転免許証など本人確認書類を見せれば個人番号カードを受け取ることができる。

ネットでの申請も可能

自治体窓口や職場一括

だ。スマートフォンで申請書のQRコードを読み取り、専用サイトで手続きする。カードにはICチップが内蔵され、表面に住所などの情報、裏面に番号が記載される。

仕事などで平日に市区町村の窓口に行くのが難しい人は企業などによる一括申請の利用も有効だ。企業や自治体が働いている人の申請書を集め、まとめて届け出る仕組みで、自治体によってはカードを本人限定受け取りで自宅に郵送してもらうこともできる。

(随時掲載)